

電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る
電気料金の特別措置に関する供給条件
(北陸エリア以外市場連動型メニュー)

2023年10月1日実施

1 適用範囲

- (1) この電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置に関する供給条件（北陸エリア以外市場連動型メニュー）（以下「この供給条件」といいます。）は、当社と市場連動型メニューに係る電気需給契約を締結し、高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。
- (2) この供給条件は、次の地域以外の地域に適用いたします。
- 富山県，石川県，福井県（一部を除きます。），岐阜県の一部

2 適用期間

適用期間は、2023年11月の料金に係る計量期間等の始期から2024年1月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

3 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、電力量料金は、(1)によらず、(2)によって算定いたします。

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の30分毎の使用電力量によって次のとおり算定いたします。

なお、算定結果の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

30分毎の使用電力量1キロワット時につき	$\text{電力調達費} \times \frac{1}{(1 - \text{損失率})} \times (1 + \text{消費税等の税率}) + \text{託送電力量料金単価} + \text{事業運営費}$
----------------------	--

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の30分毎の使用電力量によって次のとおり算定いたします。

なお、算定結果の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

30 分毎の使用 電力量1キロワ ット時につき	$\text{電力調達費} \times \frac{1}{(1 - \text{損失率})} \times (1 + \text{消費税等の税率}) + \text{託送電力量料金単価} + \text{事業運営費} - 1.8 \text{ 円}$
-------------------------------	--

4 その他

その他の事項については、当社とお客さまとの市場連動型メニューに係る電気需給契約に定めるところによるものといたします。

